

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	大分県心身障害者扶養共済制度条例による共済制度の加入者に対する掛金又は加算掛金の減額又は免除に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、大分県心身障害者扶養共済制度条例による共済制度の加入者に対する掛金又は加算掛金の減額又は免除に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和7年10月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	大分県心身障害者扶養共済制度条例による共済制度の加入者に対する掛金又は加算掛金の減額又は免除に関する事務
②事務の概要	1 事務の概要 大分県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年大分県条例第13号。以下「条例」という。)の規定に基づき、心身障害者扶養共済制度の加入者の掛金又は加算掛金の減額又は免除に関する申請があつた場合、審査を行い結果を通知する。申請者は、市町村に申請を行い、県本庁に進達され、決定が行われる。 2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①掛金又は加算掛金の減額又は免除に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(条例第9条)
③システムの名称	大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障害者扶養共済制度加入者等台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項(利用範囲) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年大分県条例27号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の1の項 ○番号利用等条例施行規則第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の1の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県福祉保健部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県情報センター 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-506-2285

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 大分県福祉保健部 障害福祉課
所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-536-1111(内線2723)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人未満(任意実施)] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対して、毎年開催される研修を受講させている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第14号(特定個人情報の提供の制限) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の2の項 	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の2の項 	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律ほか法令の一部改正
令和1年6月25日	IV 基礎項目評価書	新様式への変更	事後	基礎項目評価書の改正	
令和5年5月30日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項(利用範囲) ○行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年大分県条例27号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の2の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成28年大分県規則第60号)第4条 ○住民基本台帳法施行条例(平成14年大分県条例第43号)第2条(本人確認情報の利用に係る事務)別表第一の7の項 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項(利用範囲) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年大分県条例27号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の3の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成28年大分県規則第60号)第5条 	事後	
令和5年5月30日	I-4-②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の2の項 	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の3の項 	事後	
令和5年5月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年5月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年5月30日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[O]接続しない(提供)	事後	
令和7年10月23日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項(利用範囲) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年大分県条例27号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の3の項 ○番号利用等条例施行規則第5条 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項(利用範囲) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年大分県条例27号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の1の項 ○番号利用等条例施行規則第3条 	事後	
令和7年10月23日	I-4-②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の3の項 	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の1の項 	事後	
令和7年10月23日	IV-8人手を介在させる作業		(追加)	事後	
令和7年10月23日	IV-11もっとも優先度が高いと考えられる対策		(追加)	事後	